

平成29年第2回美幌町議会臨時会会議録

平成29年 5月10日 開会

平成29年 5月10日 閉会

平成29年 5月10日 第全号

民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	関弘法君	環境生活主幹	佐々木齊君
児童支援主幹	多田敏明君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	武田孝司君	農政主幹	渡辺靖行人君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	みらい農業センター所長	午来博喜君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館長	鬼丸和幸君	監査委員室長	谷川明弘君

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番大江道男さん、3番新鞍峯雄さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る5月8日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君）〔登壇〕平成29年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月8日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、議会提出案件として、常任委員の選任及び議会運営委員の選任。町提出案件として、専決処分承認6件、人事案件1件、専決処分の報告1件。以上のとおりであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げ、議会運営委員長としての報告いたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成29年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りまし

た議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、平成29年度の町税課税を行うため急を要したこと。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第13号）については、繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第6号）については、建設事業費の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第22号については、本町固定資産評価員田中三智雄前税務主幹が、平成29年4月1日付けの人事異動によりその職を辞したので、後任として関弘法税務主幹を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に協賛賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

◎日程第3 選任第1号

○議長（大原 昇君） 日程第3 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教厚生常任委員に、2番大江道男さん、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さん、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さん、12番中嶋すみ江さん。

経済建設常任委員に、1番高橋秀明さん、3番新鞍峯雄さん、6番戸澤義典さん、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さん、13番古館繁夫さん、14番大原昇。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

次に、議長の常任委員辞任の件を議題としますので、副議長と交代します。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○副議長（吉住博幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（吉住博幸君） ただいま経済建設常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮

するとき、一の常任委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、経済建設常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉住博幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の経済建設常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

再開は、10時45分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務文教厚生常任委員会の委員長に坂田美栄子さん、副委員長に上杉晃央さん。

経済建設常任委員会の委員長に早瀬仁志さん、副委員長に新鞍峯雄さん。

以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

◎日程第4 選任第2号

○議長（大原 昇君） 日程第4 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さん、6番戸澤義典さん、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さん。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

再開は、11時15分といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に橋本博之さん、副委員長に戸澤義典さん。

以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

◎日程第5 承認第3号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の4ペー

ジになります。

承認第3号専決処分承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

5ページ、専決処分書でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、平成29年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成29年3月31日でございます。

専決内容について御説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、承認第3号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

改正目的につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の税条例の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、四つの税目について改正を図ろうとするものでございます。

まず、個人町民税における改正でございます。

1点目といたしまして、上場株式等に係る配当所得等において、所得税の確定申告が提出された場合であっても、その後、個人住民税の申告書の提出があった場合、その申告書の内容により、課税できる内容について規定を設けるものでございます。

2点目につきましては、農業者が肉用牛をJA等に委託し売却した場合、1,500頭以内については、その売却により生じた所得割額の免除の適用をさらに3年延長を図ろうとするものでございます。

3点目につきましては、所有期間が5年を超える土地等の譲渡所得で、優良住宅地の造成等のための譲渡所得に該当する場合につきまして、所得割額の軽減をさらに3年延長を図るものでございます。

次に、固定資産税についてであります。

1点目は、震災等における代替償却資産取得に係ります固定資産税の軽減措置の規定を設ける改正を行うものでございます。

2点目につきましては、高さ60メートルを超える居住用超高層建築物の固定資産税の各区分所有者の税額算出時の補正規定と案分規定を新たに設けるものでございます。

3点目でございますけれども、震災等のあった区分所有に係ります家屋の敷地に供されている土地の按分申し出について、被災市街地復興推進地域内にある場合について、被災後4年度までの適用規定の新設を行うものでございます。

4点目につきましては、同じく震災等により滅失あるいは損壊家屋の土地について、住宅再建がされない場合、一定の基準により住宅用地とみなす期間を、発生後2年度分から4年度分に拡充を図る改正を図るものでございます。

5点目、参考資料の2ページになりますが、住宅における耐震改修及び省エネ改修について、現行でそれぞれ2分の1、3分の1の減額特例が設けられておりますが、この改修工事に合わせて耐久性の向上を図り、長期優良住宅の認定を受ける場合の特例措置の拡充について改正を図るものでございます。

次に、3の軽自動車税についてでございます。

現在適用されておりますグリーン化特例

について、平成30年度、31年度の課税における特例内容の改正でございます。税額軽減率の変更はございませんが、それぞれの軽減を受けるための要件が、平成29年度適用基準より、燃費性能等についての基準が強化されたことにより、改正を図るものでございます。

(2)につきましたは、グリーン化特例の適用を受けていた車両について、その認定が取り消された場合において、認定申請を行ったものに対し、軽自動車税の不足額に対する納付規定等を設けるものでございます。

4の国民健康保険税でございます。

保険税の軽減措置に係ります軽減判定所得算定に係る被保険者の数に乗ずるべき金額を5割の軽減世帯においては現行の26万5,000円から27万円に、2割の軽減世帯については48万円から49万円に、それぞれ改正を図ろうとするものでございます。

根拠法令につきましたは、記載のとおりでございます。

施行日につきましたは、平成29年4月1日であります。

なお、条例改正に伴います新旧対照表を3ページから21ページまで添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の16ページになります。

承認第4号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

17ページ、専決処分書でございます。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について、繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決日につきましたは、平成29年3月31日でございます。

それでは専決内容について御説明申し上げますので、19ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第13号）。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましたは、主に年度末における事務事業確定に伴います執行残等の整理及び繰越明許費の会計処理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,164万8,000円を追加

し、歳入歳出それぞれ107億4,401万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明を申し上げます。

次に24ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費についてでございます。

2款総務費、3款民生費及び12款職員給与費の経済対策臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成29年2月に施行されました臨時福祉給付金の申請期限が4カ月となっていることから、年度内事業完了ができないため、それぞれの費目において、総額で3,823万5,000円を繰り越すものがございます。

また、6款の中山間地域取得向上支援事業につきましては、本年3月定例会で補正をさせていただいた事業でございます。JAが事業実施主体となり、美禽地区の暗渠整備を実施するもので、平成28年度中に事業完了ができないため、繰り越しを図るものがございます。

次に25ページ、第3表、地方債補正でございます。

医療従事者就業支援等補助事業、それからその次の木質ペレットストーブ購入促進事業、一番下の住宅リフォーム促進補助事業につきましては、いずれも過疎債のソフトでございまして、それぞれ事業費確定に伴う補正でございます。

それから三つ目の町道整備事業につきましては、過疎債ハードで補助対象外工事について、一般財源から起債に振りかえたこ

とによります30万円の増額でございます。

その下の除雪車両整備事業につきましては、辺地債で事業費確定による減額でございます。

また、その下の公園整備事業につきましては、公共事業債で物価調査委託料を起債対象に追加したことによります増額の補正でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。42ページ、43ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明を申し上げます。

2款総務費の4目財産管理費、庁舎改築等事業費の増、積立金2億円の増でございますけれども、本年3月定例議会において議決をいただきました役場庁舎改築基金に、今補正の余剰金2億円を積み立てるものがございます。なお、今補正後の各種基金予定残高につきましては、参考資料の22ページに添付をしておりますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、5目企画費の政策推進事業費の減、229万2,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、ふるさと寄附金の総額として4,100万円を見込んでおりましたが、実績として1,710件、3,870万8,000円となったことによる減額の補正でございます。

なお、内訳につきましては、クレジットが1,283件で2,764万7,000円、現金等が427件で1,106万1,000円でございます。

次に、7目交通安全費でございます。交通安全対策推進事業費の積立金500万円の増額につきましては、今補正に係ります余剰金の一部500万円を、交通安全推進基金に積み立てを行うものがございます。

次に、45ページをお願いいたします。

9目財政調整等基金費の財政調整等基金積立金の増、3,058万1,000円でございますが、これにつきましては、平成2

9年3月14日に報徳在住の大屋委代様より、図書館の蔵書充実にと1万円の御寄附を、また、図書館雑誌のスポンサー広告料として、3社から4万5,727円を合わせて、今補正に係ります余剰金3,052万5,000円の積み立てを行うとします。

その他につきましては、執行残等の整理でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

高齢者福祉費の6、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費のうちの交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の3,990万円の減でございますけれども、これは当初3,962人分を見込んでおりましたが、実績で2,632人となったことにより減額の補正でございます。

その他につきましては、執行残等の整理を図るものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

49ページとそれから次のページの51ページにつきましては、執行残の整理を図るものでございます。

次に、53ページをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費でございます。2項の林業費、1目林業総務費の林業推進事業費の減でございます。補助金1,701万9,000円の減でございますけれども、まず一つが町産材活用促進事業補助金1,372万円の減額でございますが、これにつきましては、当初24棟、550立米の計上をしていたところでございますけれども、実績で10棟、200立米になったことに伴います減額でございます。

それからその下の木質ペレットストーブ購入補助金329万9,000円の減額につきましては、同じく当初10台を見込んでおりましたが、実績で2台の購入となったことに伴います減額でございます。

それからその下の積立金98万円の増額につきましては、4町で実施しております

カーボンオフセット事業交付金の増で、未来への森林づくり基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、55ページをお開きいただきたいと思っております。

7款商工費の2目商工業振興費でございます。店舗リフォーム促進支援事業補助金84万4,000円の減額につきましては、当初20件、2,000万円の予算措置をしておりましたが、実績で27件、1,915万6,000円となったことに伴います減額でございます。

それから、8款土木費の道路橋梁維持費、除雪対策事業費の減、2,304万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、1月31日付けで専決処分により、4,258万8,000円を計上させていただいたところでございますが、除雪回数等の減による執行残の整理でございます。

次に、57ページについては、執行残の整理を行うものでございます。

それでは続きまして、59ページをお開きいただきたいと思っております。

4項社会教育費で2目社会教育振興費の積立金500万円の補正でございますけれども、今回の補正に係る余剰金の一部500万円について、芸術文化振興基金に積み立てを行おうとするものでございます。

次に61ページ、5項保健体育費の1目保健体育総務費、スポーツ推進事業費の積立金3,000万円でございますが、本年3月議会で設置をさせていただきました屋内多目的運動場整備基金に3,000万円の積み立てを行おうとするものでございます。

63ページにつきましては、執行残の整理を図るものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、30ページ、31ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款町税につきましては、それぞれの税目における最終見込みにより増減で

ございます。

2 款の地方譲与税の地方揮発油譲与税から、次のページ、33 ページの自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定により増減でございます。

33 ページの10 款地方交付税でございます。1 億7,268 万6,000 円の補正でございますけれども、平成28 年度の交付税が普通交付税で37 億7,046 万6,000 円、それから特別交付税が3 億7,268 万6,000 円、合計41 億4,315 万2,000 円で交付額が確定されたことに伴います補正でございます。

次に、35 ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料につきましては、利用実績に基づく増減でございます。

14 款の国庫支出金につきましては、補助金等の額の確定及び交付金再算定等による増減となっております。

次に37 ページ、道支出金でございます。これにつきましては、補助金額の確定、あるいは事業費の確定等に伴います整理を行うものでございます。

次に、39 ページをお願いいたします。

16 款財産収入の利子及び配当金、森林組合出資配当金100 万円の増額でございます。これは、町の出資金5 万口、2,500 万円に対する4%の配当がされたことに伴います増額の補正でございます。

それからその下の物品売払収入の下の484 万3,000 円の増につきましては、グレーダーの売り払いにより増額の補正でございます。

それから、18 款繰入金でございます。財政調整基金繰入金の1,481 万9,000 円の減でございますけれども、これにつきましては、今回の補正に係ります財源調整による繰り戻しを行うものでございます。

それからその下のふるさとづくり基金繰入金の減、及び未来への森林づくり基金繰入金の増につきましては、繰り入れ事業確

定に伴います整理を行うものでございます。

次に、41 ページになります。

雑入でございますけれども、上から7 行目の施設研修費用代の増、98 万9,000 円の増額でございますが、これはエコハウスの利用者の増により補正でございます。

それから下から二つ目、森林組合事業割配当金102 万6,000 円につきましては、森林組合委託事業に係ります配当金で、事業費の10%の配当がされたことによる増額の補正でございます。

21 款町債につきましては、第3 表の地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6 番戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 議案書の43 ページになります。

2 款1 項4 目、財産管理費、積立金2 億円ですけれども、役場庁舎の改築基金ということで、今回2 億円積み立てたと。これは3 月にも2 億円積み立てているわけで、合計4 億円を28 年度の予算で積み立てたと認識しております。

後の工事を考えれば、基金を積み立てることは非常に良いことだと思いますが、この基金の積み立てというのは、各科目の年度末の余剰金を集めて積み立てたのだらうと思っております。

なぜ、この28 年度という1 年間の間でこの4 億円という大金を積み立てることができたのかというのが疑問であります。

28 年度の当初予算の歳入のほうですけれども、これは100 億6,495 万9,000 円ということで、今回、一応107 億4,401 万5,000 円ということで、年

度当初と比べると6億8,000万円が増額になっていると。28年度当初の歳入だけを見比べますと、町税で約6,600万円、地方交付税で約3億300万円、道支出金で約1億8,400万円、繰入金で約6,900万円ということで、合計で6億2,200万円が増額になっているということです。歳入だけ見ると、確かに4億円ぐらいの積み立ては可能ではないかと認識しております。

悪い見方をすれば、4億円も積み立てられる予算というのは、事業計画自体がどうなっていたのかという悪い見方ができると思います。良い見方をすれば、歳入の地方交付税、道支出金等が当初に見積もった以上にもらえたという見方もできるかと思えます。

いずれにしても、この4億円を積み立てたことによって、町財政の借金がふえたのか、変わらないのか、そこが一番重要ではないかと思うのですが、その辺の説明をしていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、戸澤議員からありました、28年度単年度で4億円の庁舎整備の基金に積み立てをさせていただいた内容でございますけれども、戸澤議員がおっしゃったとおり、交付税につきまして当初3億8,000万円ほど見込んでいたものが、最終4億1,000万円ということで、3億円程度の歳入での伸びがあったと。同じく、税のほうでも六、七千万円の伸びを最終的に見込んだということで、当初の交付税、それから税について、厳しい見方をしていたというのは、これらの自主財源の中に穴をあけるわけにはいかないということで、厳しい予算計上をさせていただいたということも一つの原因だと思っておりますし、これを基本としながら1年間の財政運営をやってきました。その中の余剰金として、それぞれ今言った交付税の3億円と税等の約6,000万円の余剰

金について出てきたもので、今回庁舎のほうに積み立てをさせていただいたという形でございます。

それから、これによって町の借金がふえているかということについてでございますけれども、起債の借り入れ、償還含めて計画どおり、当初の予定どおりしておりますので、借金のほうについてはふえている状況にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 47ページの高齢者福祉費の中の年金生活者等支援臨時福祉給付金ですが、先ほどの説明では、予定者が3,962人だったのが2,632人となったことに伴う減額ということでした。

私も知識は定かではないのですが、これは消費税が上がったものによる生活者への支援だと思うのです。どういう方に支給されて、しかも余りにも人数に差があるので、この辺は予測見積もりだったのか、この理由をお教えいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず、この年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金者への支援ということで、1人3万円を支給する制度でございます。人数3,962名という分につきましては、国が示してきた数字、人口規模等によって示された数字でございまして、実際に給付申請をした方は2,632名でしたが、町で案内をするときの実際の対象者という部分につきましては、2,806名でありました。

当初、予算計上するときには年金受給対象者が把握できない部分もありますし、国から一律的に何人分ということで示された数字で予算措置したものでございまして、過大になっていたという部分につきま

しては、国から一律に対象者は何人になりますということを示された数字をもとに予算計上したということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 給付金ということで、これは申請しなければいけないもので、自動的に入ってくるものではないと思うのです。福祉灯油のときもそうでしたけれども、あたるはずのお金を高齢者などでは何が何だかわからずに申請しないで終わってしまうというような事例もあるのではないかと思います。

その辺のところ、どう対応しているのかをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回の年金生活者の受給につきましては、4月18日から7月19日までの3カ月間ということで受け付けをさせていただきまして、最初に案内はがきを出した後、締め切りが終わりに近づいた時には、さらに申請をしていない方に対しまして勸奨のはがき等を送付させていただきまして、申請の漏れのないように周知をしたところでございます。

先ほど対象者が2,806名ということでお伝えしましたが、実際の給付申請者が2,632名でしたので、給付率につきましては93.80%ということで、通常の給付金よりも少し高めの数字となっております。金額も大きかったということもありますが、申請はしていただいたというように考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 金額が大きいので、申請率も高いということなのですが、やはり高齢者となると、私の知り合いもそうですが、何か来ているので読んでということをよく言われますので、93%以外の方にははがきだけではなくて電話を

かけてみるとか、そういう対応も必要ではないかと私は考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 53ページの林業推進事業費の減なのですが、補助金の中の町産材活用促進事業補助金について先ほどの説明では、当初の計画で24棟あったものが10棟になっているということでした。減った理由と活用しづらい状況というのは出ていなかったのか、お聞きしたいのが一つです。

それと、その下の木質ペレットストーブ購入補助金なのですが、当初の計画では10台、それが実際には2台しか利用されていないかったという意味では、ペレットストーブは非常に使いづらいものというか、余り評判がよくないという話も聞いておりますので、これからいろいろな研究を進めていく必要があるのではないかと思います。せっかく町で奨励しているのであれば、もう少し使いやすいものに変えていく必要があるのではないかと思います。このことについてももう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの補助金の関係でございますが、まず1点目の町産材活用促進事業の補助金でございます。こちらについては、当初予算で24棟だったのが10棟ということですが、この大きな原因としましては、ことし建設した新築住宅の総体が平成27年度では39棟ありました。こちらがまず23棟と大きく減少しているということで、そのことによって町産材の活用住宅も減少した状況にあります。

こちらについて、活用しづらいのではということですが、今回、平成29年度からは新たなコアドライ材を活用するだとか、毎年常に見直しをさせていただ

ているところであります。これからも利用者のアンケート調査だとか、そういったことを踏まえて改善を進めていきたいと思っております。

二つ目の木質ペレットストーブ購入補助金の関係でございますが、近年でありますと平成26年度は8台、27年度が6台、28年度が2台と伸び悩んでいる状況にあります。こちらについては、やはり灯油との価格差がどうしても導入に左右する面が大きいということと、議員おっしゃるように確かに使いづらい部分がありまして、ペレットの補給等、今普及しているタイプではまめにやらなくてはいけない等の改善を要する部分があります。

この導入拡大につきましては、これまでも広報やホームページ、各種イベントで取り扱っております事業者さんと一緒にPRに努めておりますが、これからも住宅リフォーム促進事業や町産材で新築住宅を扱う事業者さんを通じて、PRに努めてまいりたいと考えております。

また、利用しづらい面等につきましては、取扱店等を通じて、何かいい方法はないかということで情報収集や改善に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 説明では理解しているつもりなのですが、せっかく今、町で町産材活用というところでしっかり取り組んでいるという状況があるので、もう少し町民に周知し、利用しやすい、活用しやすい、それから建材についても新しいものがどんどん出てきていますので、そういうものに少しでも近づけるような製品開発だとかそういうことが必要になってくるのかと思います。

それと、ペレットストーブについては、やはりいろいろな問題があるのではないかと思います。材料の保存だとか、設置する

場所の確保とかいろいろあるのだと思うのですが、これもせっかくエコということであっているのであれば、もう少しストーブの改良、購入価格も低価格で利用できる、そういう状況をつくっていく必要があると思います。

その辺の研究をもっともっと進めていく必要があると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 実は基金の話で、またぐ話であるものですから、そこはお許しいただきたいということで、まず43ページの庁舎改築積立金、先ほど戸澤議員がお聞きになったことばかりではなくて、参考資料を見ると28年度分として、結果として4億円積み上げたということがあります。61ページのスポーツ推進事業費の積立金もあわせてお聞きしたいのですが、たまたま3月での部署を超えた説明では、美幌町の課題として庁舎の建て直し、それから昔からあるパークゴルフ場、室内ゲートボール場の流れを酌んで、名称は変わりましたが室内運動場の新築をすると。それから、消防庁舎の建てかえも考えているというお話を聞かされている中で、今回、一般会計の中でのお話ということで思い切ってお聞きします。

具体的には、庁舎の建て直しということに関しては、28年度中という意味では出だし2億円を積んで、今度残整理といったら失礼になるとは思いますが2億円を積むと。結果として28年度で4億円を積み上げたということになります。目的は8億円までは積み上げた上で着手をしたいというように、記憶違いでなければ御説明もいただいている中で、この三つを考えていった場合、どうお聞きしていいのか私自身も迷うところですが、美幌町として大きい意味でこの三つがあるというように私は

受けとめているものですから、庁舎の関係の積立という意味では、どのようにお考えになっているのか。

今回、庁舎のほうに2億円を積むということで、結果として28年度は4億円ということなのです。それから、同じ話を繰り返して申しわけないのですが、室内多目的運動場というのは、もともとパークゴルフ場と室内ゲートボール場の流れを酌む話だったかと思っている中で、3,000万円しか積み立てない、「しか」というのは私の感覚で申しわけないのですが、3,000万円しか積み立てていないと。もしこの2億円があつたら、2億3,000万円を室内多目的運動場に積んだとしたら、金額的には相当な部分の積立ができる。

それで、教育委員会からたまたま多目的の施設においては、つかみで5億円の規模だとお聞きしているところなのです。そういう意味では、課題であれば集中的にこなしていくのも手ではないかという思いも募っているものですから、数字的にあらわれている庁舎建て直しのための2億円をさらに積み立てたというスピード感、それから、スポーツ推進事業費の増という、具体的には室内多目的運動施設ということになると思うのですけれども、3,000万円。比重という意味で——それから、パートナーがいるものですから、消防庁舎の建て直しというバランスはどうお考えなのか。

副町長、これはまたぐ話ですから、バランスという意味でお聞かせ願えたらと思っています。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 今、計画をしております三つの大きな事業についての基金の積み方といいますか、そういった御質疑かと思えますけれども、今回、目標的にはそれぞれの基金を何とか半分積み、準備をしてまいりたいということでもあります。スケジュール的にも当然急ぐものもありますし、時限立法的な措置もあるものですか

ら、それを目指していくとなると、先ほど議員がおっしゃったように、7億円、8億円を目標とし、ただこれは庁舎に関してですけれども、庁舎については、有利な起債事業が32年までの時限立法ということなものですから、まずはそこを目指すということでいきますと、それまでの間に7～8億円積み立てなくてはならないということです。

そして、32年に起債が借りられるようなスケジュールでいけば、一番財源的には助かるというようなことで、こういう積み立てを急いでしなくてはならないと。残りについては、有利な交付税措置のある起債を借りるということからして、半分を積み立てたいと。

ただ、この事業のスケジュールも、もし後ろのほうにずれ込みますと、庁舎の問題は、この時限立法がそのまま継続されない場合は、さらに基金をもう少し積まない足りないということでは、以前に説明したかと思いますが、13億円程度積まなくてはならないということでもありますので、まだこれで十分な基金ではないということをまずは御理解いただきたいと思います。

屋内多目的運動場につきましても、有利な起債事業がありますから、これを活用する中で目標は2億円ということで、今回3,000万円を増加させていただきまして、1億7,000万円ほどを積み立てたいと。残りについては、起債を借りて交付税の措置を受けるということでもありますので、全額基金となりますと、これは全額一般財源ということになってしまいますので、半分は基金を使い、残りの半分については有利な起債を発行して、交付税の措置を受けるというのが一番財政的には有利な手法ということで考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、消防庁舎につきましても、当然大きな事業であります。こちらについては、緊急防災対策事業債というのを当てにして

おりますので、これについては、充当率は確か100%、交付税措置70%という非常に有利な財源でありますので、これについては、基金的なものは持たないで、全額起債を発行する中で、今年度の交付税措置を受けるのが一番有利な財源的な手法であるという判断のもとに計画をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今の説明、理解はできますが、あえていえば、今回呼び名は室内多目的運動施設、これは土谷町長さん含めて、町民がまだかまだかと言うぐらいに長く望んでいる、そして、今回大きく多目的ということで名前は変わりましたが、やはりそういう意味合いも込めて説明を聞いていたら、まことしやかなのです。有利なものを借りられるときにやりますというのは、誰も否定するものではないと私自身も思うのです。長年の町民の夢をもう10年も——先ほどの説明の聞き違いでなければ、屋内多目的運動場は2億円がたまればというように私の耳では聞こえたもので、そしたらもう、あえていえば単純に3,000万円の政治的感覚——何と云うのでしょうか、世の中にはお金だけの話ではなくて、夢をかなえてあげるということで物事が始まっていることもあろうかと思うのです。そういう意味で、今、説明は否定するものではないですけども、10年間も待ち望んでいるわけですから、そこら辺のバランス感覚を、今後も含めてしっかりしたものを明言する必要があるのではないか。

有利なとき有利なときとおっしゃいましたが、確かにそうです。だけど10年間という重み、やはり受けとめていただきたい。これは意見になりますので、これ以上は質疑にならなくなりますのでやめておきますけれども、その辺はお伝えしておこうかと思っています。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 今、スケジュール的な話に少し変わったかと思えますけれども、急ぐべきだということで、先ほどの第1回目の御質問は財源的なものでありましたので、私も財源的な話をさせていただきました。

スケジュール的な問題でいきますと、おっしゃるとおり、長年の懸案事業でありました。屋内多目的運動場に方向変えて、早急に進めるということで、スケジュール的には最短の計画の中で、もう既に基本構想を教育委員会では進めておりますので、これは早急に事業実施に向けて全力で取り組んでいる最中であります。

この財源に関係なく、財源については先ほど言った2億円を目標としておりますので、1億7,000万円ということでありますから、財源的にはほぼ目標に達しております。あとは、事業の進め方なのでありますが、これについては、既に29年度から実際に取りかかっているもので、最短で早期完成を目指しているところでありますので、財源関係なしに早期に完成をさせるという方向で進んでおりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 吉住議員から御質問のありました、夢をかなえるということも非常に重要なことだということであります。もちろん、そういうことも重要でありますし、また将来負担をどうしていくかということも極めて重要なことだと思いますので、今、副町長が答弁しましたとおり、財源措置であるとか、時限立法であるとか、いろいろとありますけれども、将来負担も考えながら夢をかなえるようなことをしっかりと受けとめてやっていきたいと、そのように思っていますので、御理解のほどよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

ん。

○10番（吉住博幸君） これは意見に近くなってしまうのですけれども、2億円が目標だと思ったらさっさと積んだっていいのではないですか。逆に言うと。

そして今、皆さんとのスケジュールの中でいろいろな手順を踏まないといけないということも十分承知しております。きちんと物事を進めるためには、今回は基金ということなのですけれども、2億円を目標とするならば、あと大ざっぱに言うと2,500万円どんと置いていけば、担当部署は目標に向かって、もう目標額はあるということで、話の展開だって速やかに進む場合もあるわけです。そういう意味も私は申し上げておきたいと。

答弁は同じことになると思いますのですが、政治的判断というのは一番肝要。世の中というのは、人と人との会話の中でキャッチボールをしながら、早くしなくてはいけないこと、まだまだということもあろうかと思えます。

先ほど戸澤さんの質問の中で、交付税が思った以上に入ったからという説明がありました。私が少し付け足して話すと、もともと積まなくてはいけないお金があともう少しだったら、さっさと積んで安心して事業をやっつけよう、一つ職員に対しても思いを伝える方法だってあると思うのです。たかがあと2,500万円程度だからいつでも足せるということも、計算上、皆さんはお持ちかもしれないけれども、安心を持たせるためには目標額をさっさと積んでしまうということもあるのかと私は思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 1点だけ、43ページのふるさと寄附金の関係の事務事業協力報償の分が、残念ながら4,100万円の目標に対して、137万7,000円減額に

なったということで、この間総務省のほうで、市町村間の返戻の品物に対する過剰な反応で、高額な返礼品があるということが適当でないということで、3割以下にするべきではないかという考え方が示されています。

美幌町は、以前の確認では3割以内に収まっているということでありましたので、特に今後、もう既に29年度が始まっておりますけれども、返礼品の取り扱いについて特に見直しをすとか、そのような予定はなくて、ホームページやサイトに従前から載っているような商品だけで、それぞれの金額に応じて返礼品をお返ししていくというような考え方でいいのかどうか、その辺だけ1点確認させてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 上杉議員おっしゃるとおり、総務省から3割を超えて5割を超えるような返礼品の取り扱いをしている自治体もあるということで、速やかな改善をすべきだということも言われております。

うちは20何%という形で、3割まで届いていない形で原価の返礼品ということになっておりますので、総務省の通知を受けて特に改善を図るというものについては考えておりませんし、また、今ホームページ等あるいはその特産品のカタログの中で掲載をしているものを中心として、新たに追加すべきものがあれば追加をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立

願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

再開は13時25分といたします。

午前 0時11分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の64ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

65ページでございます。

専決処分書。

平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日につきましては、平成29年3月31日でございます。

次の67ページをお開き願います。

平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。

平成28年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,829万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億430万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回専決処分をいたしました補正予算につきましては、療養給付費負担金の確定に伴い、国庫支出金、療養給付費等の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、76、77ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費につきましては、一般財源と特定財源の財源調整でございます。

2款保険給付費、一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の支出見込み額の減少による減額でございます。

その下の出産育児一時金につきましては、28件の出産見込みが27件の実績となったため、42万円を減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金等につきましては、一般財源と特定財源の財源調整でございます。

次の78、79ページをお開き願います。

8款保健事業費、健康づくり推進事業費105万7,000円の減額につきましては、実績により、がん検診、脳ドック、個別予防接種等の国保被保険者分の負担金を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、74、75ページをお開き願います。

2、歳入。

2款国庫支出金、3款療養給付費等交付金、5款道支出金につきましては、それぞれ額の確定に伴う増額及び減額でございます。

8款繰入金、一般会計繰入金につきまし

ては、保険基盤安定繰入金、補助金の確定に伴い、軽減分を1,925万8,000円、支援分を427万3,000円減額し、人件費、事務費等の精算を行い、その他一般会計繰入金を25万1,000円増額するものでございます。

国民健康保険基金繰入金につきましては、特別調整交付金の増額及び療養給付費の減額に伴い、2,654万3,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料22ページに添付させていただいておりますが、2億3,109万1,000円となります。

以上、御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第8 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の80ページをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条

第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

81ページでございます。

専決処分書。

平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成29年3月31日でございます。

次の83ページをお開き願います。

平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成28年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,672万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,553万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、その他の費用の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、94、95ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、介護保険事務費は、職員の時間外手当の減額でございます。

その下の介護認定審査会運営事務費は、委員報酬及び消耗品等の実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費につきましては、実績見込みにより、居宅介護サービス給付費1,741万2,000円、施設介護サービス給付費899万7,000円の減額でございます。

96、97ページをお開き願います。

居宅介護予防サービス給付費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス費につきましても、実績見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、介護予防事業費につきましても、一般財源と特定財源の財源調整でございます。

98、99ページをお開き願います。

地域包括支援センター運営事業費と、その下の介護保険任意事業費につきましても、実績による事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

90、91ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料につきましても、決算見込みにより現年度分を742万8,000円増額、滞納繰越分を25万1,000円減額するものでございます。

2款分担金及び負担金につきましても、津別町、大空町からの介護認定審査会負担金精算に伴い、26万8,000円を減額し、負担金対象者の増に伴い、シルバーハウジング入所者負担金を2万3,000円増額するものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金と、次の92、93ページの5款道支出金につきましても、額の確定に伴う減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましても、それぞれ実績に基づく減額でございます。

2項基金繰入金につきましても、居宅介護サービス費の減及び保険料の収入実績に伴い、683万7,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましても、参考資料22ページに添付させていただいておりますが、4,882万5,000円となります。

9款諸収入につきましても、雇用保険、

納付金の確定に伴う減額でございます。

以上、御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の100ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、101ページをお開きください。

専決処分書。

平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第6号）について、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日、美幌町長土谷耕治。

内容につきましても、補正予算で御説明

をいたしますので103ページをお開き願います。

平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第6号)。

平成28年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共汚水樹設置工事に係る建設事業費並びに終末処理場維持管理費事業費の確定による減額補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,612万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げます。

106ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を9,550万円から100万円減額いたしまして9,450万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、112、113ページをお開き願います。

3、歳出。

終末処理場維持管理事業費、公共下水道管渠維持管理事業費、公共下水道建設事業費の減は、事業費確定によります執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、110、111ページをお開き願います。

2、歳入。

一般会計繰入金は、今回の補正に伴います財源調整としての減額、その下、雑入は、終末処理場設備更新に伴い発生いたしました鉄くずの売却額の増額、その下、公共下水道債につきましては、第2表、地方債において御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第8号

○議長(大原 昇君) 日程第10 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(石澤 憲君) 議案の114ページをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、115ページをお開き願います。

専決処分書。

平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)について、維持管理

事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日、美幌町長土谷耕治。

内容につきましては、補正予算で御説明いたします。

117ページをお開き願います。

平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,586万6,000円とするものであります。第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

126、127ページをお開き願います。

3、歳出。

個別排水処理施設維持管理事業費の減額は、事業費確定によります執行残による減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、124、125ページをお開き願います。

2、歳入。

一般会計繰入金は、今回の補正に伴います財源調整としての減額でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第11 同意第22号

○議長（大原 昇君） 日程第11 同意第22号美幌町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第22号美幌町固定資産評価委員の選任について御説明を申し上げたいと思います。

本町固定資産評価員田中三智雄は、都合によりその職を辞したので、次の者を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字西2条北2丁目5番地の4。

氏名、関弘法。

生年月日、昭和46年12月27日生まれであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。これから、同意第22号美幌町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第12 報告第6号

○議長（大原 昇君） 日程第12 報告第6号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

6 番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回の事故の概要を見ますと、被害者の方にも安全運転義務違反がやはり見受けられるのですが、当然私が被害者であると全額弁償をしてもらいたいという気持ちはあるのですが、どうしてもこういう過失相殺という部分が発生すると思います。

今回この16万1,709円は過失相殺された金額なのか、あるいは過失相殺されていないのかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 今回の損害賠償の額16万1,709円につきましては、総額32万3,417円のうち過失割合の50%ということで、議員おっしゃるとおり相殺につきましては50%の割合で示談をしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 報告第6号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） 閉会中の継続調査について、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会及び議会運営委員会、各委員長から会議規則第75条の規定により、

お手元に配付した印刷物のおおりに申し出があります。

お諮りします。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定しました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のおおりに、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおおりに、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1時46分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員